

坂井市内体育施設指定管理者 各位

坂井市教育委員会

新型コロナウイルス感染対策に係る体育施設利用の今後の指針について

3 月 1 9 日の政府専門家会議の提言に加え、福井県教育委員会が 3 月 2 3 日に示した「学校再開時の留意事項」に基づき登校や部活動が再開されることを受け、坂井市では 4 月 1 日から部活動再開、4 月 7 日から登校開始を決定しました

以上により、貴指定管理者が管理する体育施設での高校生以下の利用を再開するとともに、貴指定管理者が実施する事業においても高校生以下の参加を可能といたします。

但し、感染拡大の兆しがみられた場合は、直ちに活動の自粛を求める措置をとる場合もあることを十分にご留意ください。

記

1. 通常利用の再開について

4 月 1 日(水)より通常の施設利用を再開する。

2. 施設利用者に対する留意事項について

利用者に対して次の留意事項を周知すること。

- ① 利用者自身による健康観察を促し、具合が悪い場合は利用を控えること。
- ② 予め利用者等の密集が想定される場合は、時間の割り振り等の調整すること。
- ③ 屋内施設においては、窓や出入口ドアを開放し十分な換気を行うと共に、密集となる活動（狭い場所でのミーティングや着替え等）や近距離での会話は控えること。
- ④ 屋外施設においても、屋内同様、密集となる活動や近距離での会話、大声での発声もできるだけ控えること。
- ⑤ 活動前後は、手洗い、消毒等の感染防止策を徹底すること。

3. 指定管理者の主催事業における留意事項について

- ① 活動前に自宅にて体温の測定ならびに症状の有無等の健康観察を行い、具合が悪い場合は参加を控えるよう徹底すること。
- ② 参加者数により密集が想定される場合は、活動時間の分散を図ること。
- ③ 屋内の活動においては、窓や出入口ドアを開放し十分に換気をするとともに、密集となる活動（狭い場所でのミーティングや着替え等）や近距離での会話は控えること。
- ④ 屋外での活動であっても、屋内同様、密集となる活動や近い距離での会話や大声での発声もできるだけ控えること。
- ⑤ 活動前後は、手洗い、消毒等の感染防止策を徹底すること。

坂井市教育委員会
生涯学習スポーツ課
電話 50-3162(直通)